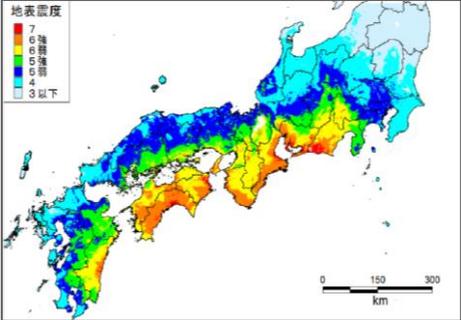
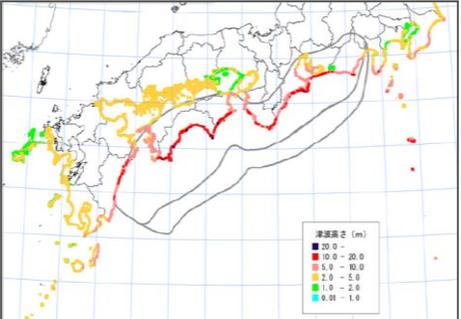
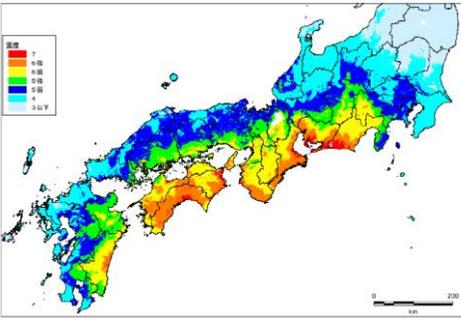
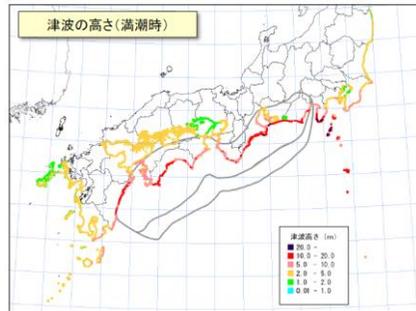


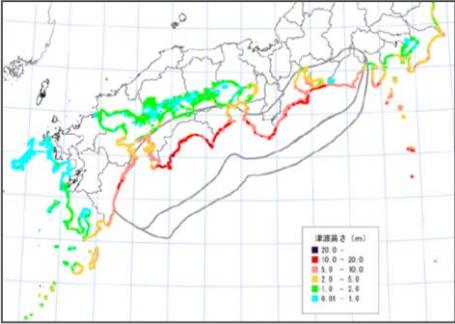
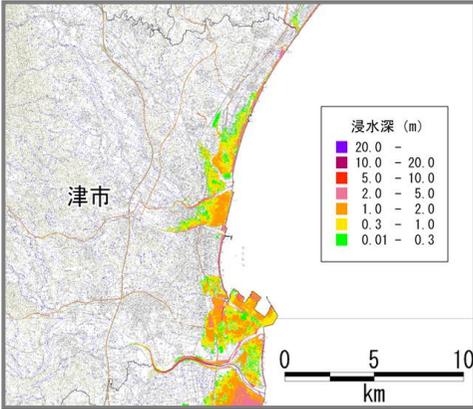
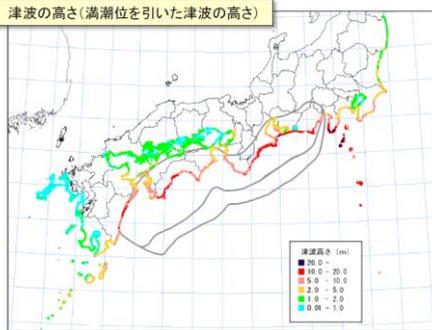
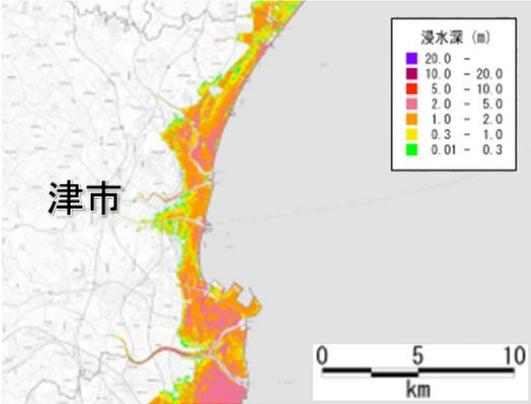
令和7年度 津市地域防災計画（津波対策編）修正 新旧対照表

No.	頁	旧	新	提案理由																																												
1	5	<p>第2章 津波の被害想定等／第2節 津波の被害想定結果</p> <p>1 東海・東南海・南海地震の被害想定</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】(平成24年8月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成)</p> <p>南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果が取りまとめられました。その後、同年8月に、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられました。</p> <p>発生しうる最大クラスのものとして今回示された津波は、これまで本市が防災対策を推進する上で想定してきた津波と違い、海岸保全施設を超えて押し寄せることがある最大津波高7mとされました。しかし、これまで「海岸保全施設が機能しない場合の浸水」に備えるための避難対策を講じてきており、そうした巨大な津波に対しても、基本的にはとるべき対策についての考え方は同じでありますので、対策の強化を図り対応していきます。</p> <p>なお、次に示す津波想定は、平成24年8月に第二次報告として示された全11の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。</p> <p style="text-align: center;">＜南海トラフ巨大地震モデル（津市）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設定条件</th> <th colspan="2">津波到達時間 (分)</th> <th colspan="2">津波高 (m)</th> <th rowspan="2">浸水面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>1m</th> <th>3m</th> <th>最大</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定</td> <td>67</td> <td>132</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>1,960</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設定条件	津波到達時間 (分)		津波高 (m)		浸水面積 (ha)	1m	3m	最大	平均	「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	67	132	7	6	1,960	(新設)						<p>第2章 津波の被害想定等／第2節 津波の被害想定結果</p> <p>1 東海・東南海・南海地震の被害想定</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【地震モデル 報告書、図表集、計算結果集】(令和7年3月31日、内閣府南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会作成)</p> <p>南海トラフの巨大地震については、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、モデル検討会において、平成24年3月に第一次報告として、震度分布・津波高の推計結果が、同年8月に、第二次報告として新たな震度分布並びに津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられました。そして、令和7年3月に「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、平成24年以降に得られた科学的な調査・研究成果に基づく最新の知見を踏まえて地震モデルや推計手法等の見直しの検討を行った結果が「地震モデル報告書」として取りまとめられました。</p> <p>前回報告において、海岸保全施設を超えて押し寄せることがある最大津波高7mとされましたが、今回の報告において、最大津波高は6mとされました。また、地形データの高精度化等により、1cm以上の浸水面積は、最大1,960haから3,600haへ大幅に増加することとなりましたが、今後も「海岸保全施設が機能しない場合の浸水」に備えるための避難対策を講じることで、引き続き対策の強化を図り対応していきます。</p> <p>なお、次に示す津波想定は、令和7年3月31日の報告に示された全11の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースと前回報告において最大の津波高であったケースを示したものです。</p> <p style="text-align: center;">＜南海トラフ巨大地震モデル（津市）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設定条件</th> <th colspan="2">津波到達時間 (分)</th> <th colspan="2">津波高 (m)</th> <th rowspan="2">浸水面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>1m</th> <th>3m</th> <th>最大</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を2箇所設定</td> <td>58</td> <td>69</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>3,480</td> </tr> <tr> <td>「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定</td> <td>59</td> <td>69</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	設定条件	津波到達時間 (分)		津波高 (m)		浸水面積 (ha)	1m	3m	最大	平均	「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を2箇所設定	58	69	6	5	3,480	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	59	69	6	5	3,600	<p>「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において検討された、地震モデルや被害想定の見直しが行われ、報告書として取りまとめられたため。</p> <p>本市の浸水が最も広範囲に及ぶケースが変更となったことから、2種類の地震モデルによる被害想定を追記するため。</p>
設定条件	津波到達時間 (分)			津波高 (m)		浸水面積 (ha)																																										
	1m	3m	最大	平均																																												
「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	67	132	7	6	1,960																																											
(新設)																																																
設定条件	津波到達時間 (分)		津波高 (m)		浸水面積 (ha)																																											
	1m	3m	最大	平均																																												
「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を2箇所設定	58	69	6	5	3,480																																											
「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	59	69	6	5	3,600																																											
2	11	<p>第3章 津波災害予防計画／第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>5 高台防災公園の整備（建設部）</p> <p>市は、津波による浸水が予測される香良洲地域に、国県との連携の下、公共事業の排出土を有効利用した高台を造成し、平時には公園として、また、津波災害時には逃げ遅れた方などの一時避難場所（指定緊急避難場所）として活用できる高台防災公園を整備します。</p> <p>高台防災公園への進入路は、津波災害時を想定し、短時間で多く人の避難が可能となるよう複数整備すると共に、高台防災公園の周辺から進入路へのアクセス</p>	<p>第3章 津波災害予防計画／第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>5 高台防災公園の活用（危機管理部、市民部、香良洲総合支所）</p> <p>市は、海及び河川に囲まれ、大規模地震による津波発生時には全域が浸水するおそれがある等の香良洲地域における地形上の特性を踏まえ、香良洲高台防災公園を市民等の緊急的な一時避難場所（指定緊急避難場所）として活用します。</p> <p>また、同公園の効果的な運用を図るため、一定期間の滞在を想定した備蓄品の整備に努めるほか、地域住民や関係機関と連携の上、住民の避難体制の確立に努めるとともに、必要に応じて地区防災計画等にも反映します。</p>	<p>香良洲高台防災公園の整備が完了し、令和7年4月1日から供用が開始となったため。</p>																																												

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>道路も避難路として整備します。また、整備後は、災害時に高台防災公園の各施設を避難者が確実に活用できるよう、毎年、地域住民を対象とした防災研修、避難訓練等により、避難方法や避難時の利用方法を確認し津波災害対策の向上を図ります。</p> <p><u>【主要な施設の津波災害時の活用方法】</u></p> <p>ア 管理棟（災害用物資保管場所を併設）及び屋内運動施設は、避難者の救護・避難場所として活用します。</p> <p>イ 多目的グラウンドは、救助機関によるヘリコプターの緊急離発着場として活用します。</p> <p>ウ 多目的広場は、車中泊のできる自動車避難スペースとして活用します。</p> <p>エ 芝生広場は、屋外避難が可能な避難者の屋外テントスペースとして活用します。</p>		
3	12	<p>第3章 津波災害予防計画／第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化（危機管理部、市民部、政策財務部） 市は、津市広域避難計画に基づき、沿岸部の津波浸水予測地域外の指定避難所に収容しきれない避難者を拠点施設（第一広域避難施設）から避難先の指定避難所（第二・第三広域避難施設）およびその他補完施設へ移送します。その他補完施設のさらなる確保に向け、県有施設の協力や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化に努めます。</p>	<p>第3章 津波災害予防計画／第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化（危機管理部、市民部、政策財務部） 市は、津市広域避難計画に基づき、沿岸部の津波浸水予測地域外の指定避難所に収容しきれない避難者を拠点施設（第一広域避難施設）から避難先の指定避難所（第二・第三広域避難施設）及びその他補完施設へ移送します。その他補完施設のさらなる確保に向け、県有施設の協力や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化に努めます。</p>	<p>文書の体裁を整えるため。</p>
4	20	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</p> <p>2 津波警報等の収集・伝達体制（危機管理部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波警報等の伝達系統 津波警報等は、次の系統により伝達します。 《津波警報等伝達系統図》</p>	<p>別紙2のとおり</p>	<p>津波警報等に係る伝達系統の変更のため。</p>
5	21	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</p> <p>3 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 伝達の手段 津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。</p> <p>ア 同報系防災行政無線</p> <p>イ 防災情報配信システム（メール（多言語版含む）・ファックス配信システム、電話応答システム）</p> <p>ウ 通信事業者の提供する緊急速報サービス（エリアメール等）</p> <p>エ ホームページ</p> <p>オ CATV（データ放送を含む。）</p> <p>カ 報道機関を通じた伝達</p> <p>キ 広報車による伝達</p> <p>ク サイレン等</p> <p>ケ 緊急告知ラジオ</p> <p>(注)サイレン等により津波警報等を周知する場合の標識は、資料編のとおりです。</p>	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</p> <p>3 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 伝達の手段 津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。</p> <p>ア 同報系防災行政無線</p> <p>イ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール、エリアメール、LINE等）</p> <p>ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。）</p> <p>エ ホームページ</p> <p>オ CATV（データ放送を含む。）</p> <p>カ ファックス配信</p> <p>キ 電話応答サービス</p> <p>ク 緊急告知ラジオ</p> <p>ケ 広報車の巡回</p> <p>コ 防災アプリ（みえ防災ナビ等）</p> <p>(注)サイレン等により津波警報等を周知する場合の標識は、資料編のとおりです。</p>	<p>令和7年3月25日より市公式LINEが開設され、情報発信を行うことが可能となったため。</p> <p>震災対策編と体裁を統一するため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>なお、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）で津波警報等の情報を受信した場合、当該機器と連動する同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）により、自動放送・配信が速やかに行われます。</p>	<p>なお、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）で津波警報等の情報を受信した場合、当該機器と連動する同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール・L I N E配信）により、自動放送・配信が速やかに行われます。</p>	
6	24	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第4節 津波避難対策 2 避難指示の発令 (1) (略) (2) 避難指示の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） 津波災害における避難指示は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって避難指示の発令とみなすこととします。 その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行うほか、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。 また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求めるなど、避難指示の周知徹底に努めます。 なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、避難指示に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。</p>	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第4節 津波避難対策 2 避難指示の発令 (1) (略) (2) 避難指示の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） 津波災害における避難指示は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール・L I N E配信）の放送・配信をもって避難指示の発令とみなすこととします。 その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行うほか、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。 また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求めるなど、避難指示の周知徹底に努めます。 なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、避難指示に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。</p>	<p>令和7年3月25日より市公式LINEが開設され、情報発信を行うことが可能となったため。</p>
7	26	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第4節 津波避難対策 3 津波からの避難（危機管理部） 南海トラフ地震が発生した場合、本市では、第2章、第2節、2の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成24年3月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震同時発生（M9.0）の津波の浸水想定により、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5mの津波が約48分後、最大の津波が約145分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く、より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。 (1)(2) (略) <u>（新設）</u></p>	<p>第4章 津波災害応急対策計画／第4節 津波避難対策 3 津波からの避難（危機管理部） 南海トラフ地震が発生した場合、本市では、第2章、第2節、2の「想定する津波発生への対応」に記述する考え方に基づき、平成24年3月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震同時発生（M9.0）の津波の浸水想定により、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5mの津波が約48分後、最大の津波が約145分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く、より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。 (1)(2) (略) (3) <u>高台防災公園における避難対策</u> ア <u>香良洲高台防災公園の運用</u> 香良洲高台防災公園への避難は、原則として大津波警報、津波警報が発表された際、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者、避難行動要支援者等が津波浸水予測地域外に避難する時間的余裕がない場合等に、一時的に緊急避難するものとします。 ただし、周辺の被害状況、ライフラインや道路の状況等を踏まえ、必要と認められる時には、避難施設としての継続的な使用、応急対策の活動拠点としての使用等、当該施設の効果的な運用に努めます。 イ <u>主な活用方法</u> 市は、香良洲地域の地理的特性等を踏まえ、効果的な避難対策を推進するため、主として次のとおり施設を活用するものとします。 (7) <u>管理棟などの施設を避難者の救護・避難場所として活用</u> (イ) <u>多目的グラウンドを救助機関によるヘリコプターの緊急離着場として活用</u> (ウ) <u>多目的広場を自動車避難スペースとして活用</u></p>	<p>香良洲高台防災公園の整備が完了し、令和7年4月1日から供用が開始となったため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
			(エ) 芝生広場を屋外避難が可能な避難者の屋外テントスペースとして活用	
8	29	<p>津波対策編 資料集</p> <p>1 被害想定 (危機管理部)</p> <p>(2) 南海トラフ巨大地震モデル検討会による津波高・浸水域等 (第二次報告)</p> <p>ア 震度分布</p>  <p style="text-align: center;">【陸側ケースの震度分布】</p> <p>イ 津波の高さ (ア) 満潮時</p>  <p style="text-align: center;">【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】</p>	<p>津波対策編 資料集</p> <p>1 被害想定 (危機管理部)</p> <p>(2) 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会による津波高・浸水域等 (地震モデル報告書、計算結果集)</p> <p>ア 震度分布</p>  <p style="text-align: center;">【陸側ケース 地表震度 全域】</p> <p>イ 津波の高さ (ア) 満潮時</p>  <p style="text-align: center;">【「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定】</p>	<p>「南海トラフ巨大地震対策検討WG」において、被害想定の見直しが行われ、本市の浸水が最も広範囲に及ぶケースが変更となったため。</p> <p>被害想定の見直しに伴う、図の更新のため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>(イ) 満潮位を引いた津波高</p>  <p>【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】</p> <p>ウ 津波の浸水分布図</p>  <p>【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に大すべり域を設定、堤防条件：津波が乗り越えたら破堤】</p>	<p>(イ) 満潮位を引いた津波高</p>  <p>【「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定】</p> <p>ウ 津波の浸水分布図</p>  <p>【「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定、堤防条件：津波が乗り越えたら破堤】</p>	<p>提案理由</p>
9	33	<p>津波対策編 資料集</p> <p>2 津波避難ビル・津波避難協力ビル（指定緊急避難場所）指定一覧（危機管理部）</p> <p>(1) 津波避難ビル 津地域：7 箇所、河芸地域：3 箇所、香良洲地域：7 箇所</p> <p>(2) 津波避難協力ビル 1 9 箇所</p>	<p>津波対策編 資料集</p> <p>2 津波避難ビル・津波避難協力ビル（指定緊急避難場所）指定一覧（危機管理部）</p> <p>(1) 津波避難ビル 津地域：7 2 箇所、河芸地域：3 箇所、香良洲地域：7 箇所</p> <p>(2) 津波避難協力ビル 2 0 箇所</p>	<p>津波避難ビル及び津波避難協力日の指定及び解除のため。</p>